

京都府内の六価クロム化合物使用事業場について

1 京都府内（京都市域を含む）の六価クロム化合物使用事業場数

○府内で六価クロム化合物を使用等し、水質汚濁防止法の排水規制の適用を受ける事業場数は9。（電気めっき事業者、試験研究機関等。污水处理場を除く。）

	業種（中分類）	届出上の六価クロム化合物 使用事業場数（R4年度末）	うち、使用実態があり 下水接続されていない事業場数（污水处理場を除く）
水質汚濁防止法 （表面処理施設、電気めっき施設、洗淨施設等）	窯業・土石製品 製造業	4	2
	金属製品製造業	30	3
	輸送用機械器具 製造業	3	1
	学校教育（大学 等）	19	1
	印刷・同関連業	4	1
	学術・開発研究 機関	15	1
	地方公務	18	0
	電子部品・デバ イス・電子回路 製造業	7	0
	上記以外の業種	32	0
京都府環境を守 り育てる条例 （分離施設、精 製施設等）	—	0	0
合計数		132	9

2 事業場排水からの直近5箇年の検出状況（京都市を除く府の行政検査）

○六価クロム化合物 延べ147事業場

うち検出 3事業場(排水基準値0.5mg/Lを超過したのは1事業場(R2年)、改善済み)